

令和8年度 防災士資格取得助成金交付概要

【目的・事業内容】

若年層における防災意識の高揚と、地域の未来の防災リーダーの育成を目的として、市内の高校生・大学生に対し、防災士の資格を取得するために必要な経費について助成金を交付する事業です。

【助成金交付までの流れ】

1. 令和8年7月11日及び同月12日に下北文化会館にて開講される防災士養成講座^{※1}を受講し、同日程において実施される防災士資格取得試験に合格する。
2. 『むつ市防災士資格取得助成金交付申請書』に次の①から③の必要書類を添付し、市に提出する。
 - ①防災士認証状又は防災士証の写し
 - ②助成対象経費の支払を証明する書類
 - ③防災士資格取得試験受験票の写し^{※2}
3. 提出された書類の内容を審査し、適当と認めた場合に助成金の交付を決定及び額を確定し、『むつ市防災士資格取得助成金交付決定通知書兼確定通知書』により通知します。
4. 通知を受けたら、『むつ市防災士資格取得助成金請求書』を市に提出する。
5. 市より助成金を交付。

※1 防災士資格取得に必要な「普通救命講習」は、防災士養成講座のカリキュラムに含まれます。

※2 防災士資格取得試験受験票の写しは八戸学院大学から配布されます。

【助成対象経費】

1. 特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した研修機関が実施する講座の受講料
2. 講座受講に必要な教本の購入費
3. 防災士資格取得受験料
4. 防災士認証登録料

【助成金額】

助成対象経費の合計額とする。ただし、助成金の限度額は、**1人につき2万円**とする。

【申請期限】

令和8年11月30日（月）必着

【要綱及び各種様式】

むつ市ホームページにて、要綱及び申請様式を掲載しておりますので、ご確認ください。



【注意事項】

- ・ 他会場及び再試験で資格取得した場合は、助成の対象外となります。
- ・ むつ市内に居住かつ住民基本台帳に記載されている高校生及び大学生が対象となります。
- ・ 助成要件を満たす場合、全ての申請者が助成を受けることができます。
- ・ 詳細な要件等は『令和8年度むつ市防災士資格取得助成金交付要綱』をご確認ください。